

「橘街道ロゴマーク」の使用規程



第1 目的

この規程は、近畿経済産業局総務企画部企画課（以下「当課」という。）が管理する「橘街道」ロゴマーク（以下「マーク」という。なお、合同会社アースボイスプロジェクト代表社員 榎田 竜路氏が著作権者。）の使用に際して遵守すべき事項を定めるものです。

当課は、マークを使用する者が本使用規程を遵守することを条件として、マークの使用を許諾するものであり、第2に規定する使用者がマークを使用した場合には、本使用規程の条件を承諾したものとみなします。

第2 マークの目的

マークは、橘街道プロジェクトの趣旨に賛同し、これを推進する事業活動を行う旨、当課に申込みをした者（以下「使用者」という。）の当該事業活動であることを証明するものであり、マークの使用の許諾を受けて、特定の商品やサービスの品質及び企業・団体の活動内容などを保証するものではありません。

第3 マークの使用方法

使用者は、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、名刺、WEBサイト等にマークを使用することができます。

また、マークは無償で使用することができます。

マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は使用者がみだりに改変することはできません。ただし、モノクロを選択することは差し支えありません。

マークに橘街道プロジェクトの趣旨を説明する文章を併記する場合には、「近畿経済産業局の主唱する橘街道プロジェクトに参加しています。」と表記し、それ以外の文言をマークに併記する場合には、別途、当課の許可を取ってください。

マークの利用の許諾に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

政治目的、宗教目的又は反社会的勢力の活動を目的とする申請は受け付けません。

第4 マークを使用する者の義務

使用者は、本使用規程を遵守するとともに、橘街道プロジェクトの趣旨に反した使用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。

使用者は、第3者がマークの使用を不当に侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、当課に通報する義務を負うものとします。

使用者は、マークの使用に関係する第3者との係争、審判、訴訟等については対応を当課と協議して決定するものとし、それに要した一切の費用は使用者が負担するものとします。

使用者は、マークの使用に関して第3者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、当課は一切の損害、損失にかかる責任を負わないものとします。

第5 マークの使用における禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- 1 政治、宗教目的など橘街道プロジェクトの趣旨に関係のない活動に際しての使用
- 2 募金活動と結びつけた使用
- 3 企業・団体が提供する特定のサービスの品質・安全性を担保又は証明するものであると誤認させるような使用
- 4 法令又は公序良俗に反すると認められるような活動に際しての使用
- 5 その他橘街道プロジェクトの趣旨に反すると認められるような使用

第6 マークの不適切な使用等に当たっての措置

使用者が、本使用規程、橘街道プロジェクトの趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと当課が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- 1 是正のための報告及び改善要求
- 2 警告
- 3 取消
- 4 企業名・団体名の公表
- 5 法的措置

第7 規程の改訂

本使用規程は、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合があります。

以上